

速記録

令和6年度 淀川水系流域委員会 地域委員会・専門家委員会

日 時 令和6年11月29日(金)

午後3時00分 開会

午後5時30分 閉会

場 所 大手前合同庁舎 1階共用会議室

<出席者>

○ 委員（地域委員会）

中谷 惠剛 委員長、松本 馨 副委員長、上田 豪 委員、小川 力也 委員、須川 恒 委員（web）、多田 重光 委員

○ 委員（専門家委員会）

中川 一 委員長、竹門 康弘 副委員長、大久保 規子 委員、大野 朋子 委員、堀野 治彦 委員、矢守 克也 委員

○ 事務局

近畿地方整備局

河川部 河川調査官、淀川河川事務所長、木津川上流河川事務所長、淀川ダム統合管理事務所長、琵琶湖河川事務所長、大戸川ダム工事事務所長、猪名川河川事務所長他（独）水資源機構

関西・吉野川支社 支社長

滋賀県

土木交通部 流域政策局 副局長

京都府

建設交通部 河川課 課長補佐兼係長

大阪府

都市整備部 河川室 河川整備課 参事

兵庫県

土木部 総合治水課 課長

奈良県

県土マネジメント部 河川整備課 河川計画係長

三重県

県土整備部 河川課 課長補佐

[午後3時00分 開会]

1. 開会

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川計画課 本岡）

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから淀川水系流域委員会地域委員会・専門家委員会の合同開催をさせていただきたいと思っております。

本日出席を予定していました上田委員につきましては、もう間もなく到着するという事なので、始めながらお待ちさせていただきます。よろしくお願いいたします。

申し遅れました、私、本日の司会を務めさせていただきます近畿地方整備局河川計画課の本岡でございます。よろしくお願いいたします。

本日の出席委員でございますが、地域委員会が8名中、上田委員ももうすぐ来られるということで6名の出席とさせていただきます。専門家委員会に関しましては6名全員出席ということになってございますので、両委員会ともに定足数に達しており、委員会として成立していますことをご報告させていただきます。

それでは、議事に入ります前に、配付資料の確認と会議運営に当たってのお願いでございます。

まず、配付資料ですけれども、お手元の封筒を開けていただきまして、資料に不備がないかご確認いただければと思います。いつでも、不備がございましたら事務局のほうにお申し付けいただければと思います。

続きまして、会議運営に当たってのお願いでございます。

委員の皆様、事務局の皆様は、ご発言の際、挙手の上、各机に置いてございますマイクでお話しいただければと思います。お名前をおっしゃってから発言いただけると非常に助かります。マイクの関係上、近くにない場合はすぐお持ちいたしますので、よろしくお願いいたします。

先ほども言いましたが、携帯電話等はマナーモードの設定をしていただいて、会議中の使用はお控えいただければと思います。

本日、報道関係者はなしという形になってございますので、そちらの注意事項は割愛させていただきます。

それでは、次第に基づきまして、議事のほうを進めてまいりたいと思っております。

それでは、淀川水系流域委員会規約第3条の4により、議事進行は委員長にお願いすることとしたいと思います。今回は、地域委員会・専門家委員会合同会議ということで両

委員長にご出席いただいておりますが、代表して専門家委員会の中川委員長にお願いしたいと思っておりますので、ここからよろしくお願ひいたします。

では、どうぞよろしくお願ひいたします。

2. 議事

・淀川水系河川整備計画に基づく事業等の進捗点検結果について

(瀬田川・野洲川)

○中川委員長

皆様、こんにちは。

それでは、早速ですけれども、議事次第に従いまして議事を進行したいと思います。

議事の2「淀川水系河川整備計画に基づく事業等の進捗点検結果について（瀬田川・野洲川）」、事務局より説明をお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 事務所長 若公）

よろしくお願ひいたします。お手元、資料1をご覧ください。この資料1に基づいて、淀川水系河川整備計画に基づく事業のうち、瀬田川・野洲川に関する進捗点検結果について説明させていただきます。

私、瀬田川・野洲川を担当しております琵琶湖河川事務所の事務所長をしております、若公と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

お手元の資料を1枚めくっていただきまして1ページでございます。進捗点検について、令和4年度以降、ご覧いただいたような形で、淀川水系の各河川を5つのグルーピングをして、グループごとに重点的に進捗状況を報告し、ご議論いただくという形を取っております。今年度につきましては、瀬田川・野洲川の順番ということで、重点的にご審議をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

次のページ、2ページをお願いいたします。このページについては、河川整備計画に位置づけられた主な事業を紹介して図面に落としたものです。黒字表記は既に事業が完了したものの、赤字表記については、現在進行形あるいは今後実施予定の事業を表しています。本日は、瀬田川・野洲川両河川につきまして、野洲川、瀬田川の順番にご説明した後、特に瀬田川の支川、大戸川で進めております大戸川ダム建設事業につきまして、大戸川ダム工事事務所長のほうからご説明さし上げます。

それから、昨年度の本委員会におきまして、河川レンジャー制度に関するご意見、ご議

論がありましたので、最後のほうに各河川事務所における河川レンジャーの取組を提示しております。併せてご説明さし上げます。

それでは、めくっていただきまして、今から野洲川に関する進捗状況をご説明いたします。4ページでございます。

野洲川に関する事業について、図面に落としてございます。直轄管理区間は琵琶湖の河口から13.8kmでございます。そのうち、河口から約7kmの区間につきましては、1979年、45年前に通水した、開削をした人工の放水路です。こうした経過から、洪水を流すための量的な整備というのは一定程度完了した状態です。治水に関しては、堤防の質的な強化がメインの事業になってございます。

黒字と赤字と青字がございしますが、黒字は令和5年までに完了した事業、赤字は着手済みで現在実施中の事業を表しています。先ほどお話ししたとおり、下流部は人工的に開削した放水路ということで、野洲川に昔から生息した魚類が住みやすい河川環境を再生することを目的に、一番左にあります「河口部ヨシ帯再生」事業ですとか、一番右側に「瀬・淵の再生（1期）」と書いてありますが、これらの事業を併せて、野洲川自然再生事業として実施しております。「瀬・淵の再生（1期）」と、真ん中やや左の青いところで2期、この区間はこれから実施するものでありますが、管理区間の中で、特に外来種の繁茂ですとか、それから河道が陸とみお筋で二極化して、あるいは樹林化をしている、そういった課題のあるところを特に対象として実施している事業でございます。

各事業の詳細につきましては、後ほど個別のページでご説明します。次のページ、お願いいたします。

このページは、野洲川の整備に関連する主な点検指標ということで、左側の、特に点検項目あるいは観点は各河川共通のもので、個別の点検項目は過去から踏襲しているものですので、説明は割愛させていただきます。

詳細につきましては、お手元、別にA3横の四つ折りした資料2の各河川進捗点検結果（令和5年度の点検結果）がございまして、今回、ご審議いただく瀬田川・野洲川以外の河川も併せて整理をしております。この資料はすべての点検項目について整理したものです。資料を1枚めくっていただきますと、これが瀬田川・野洲川について整理したものでございまして、赤く四角で囲ってある部分が、特に私が今から説明する資料1で触れている項目という形になりますので、そういった関係性で、後ほどご議論いただく時に必要に応じてご参照いただければと思います。よろしくご説明いたします。

資料1に戻ります。6ページをお願いします。このページは、野洲川の治水に関する点検事項として、堤防強化に関する取組状況を紹介しております。堤防強化が必要な区間については、全区間を一定の一連区間という形でブロックに分けて、対応した断面において、浸透あるいは侵食に関して安定性を有しているかということの詳細な点検を実施いたしました。その結果、対策が必要な箇所については、例えば矢板を打つとか、それから堤防をより太くするなどの対策を実施してきたところでございます。

黒線が見にくくございますが、河川の線に沿って黒く書いてあるところが、既にそういった質的な強化を実施してきた区間です。

1か所、赤いマーカーを付けていますが、5kmのところ、新たに県道の橋梁を設置にあたってボーリング調査を実施された際に、改めてデータをチェックしたところ、浸透に対する安全性が不足をしている箇所がございましたので、こちらについては、引き続き浸透対策の実施を予定してございます。

それから、その右側、「堤防強化（防護）」と書いてある区間が一部ございますが、こちらにつきましては、川の低水路の中を流れる水のみお筋、水の流れが左右岸に大きく寄ってしまって、出水の際に、護岸・根固めなどの構造物に影響を及ぼすおそれがあるということで、堤防防護と銘打っておりますが、具体的には、川を少し真ん中に寄せる工事を実施して、間接的に堤防を防護するという事業を現在実施しておりますし、今後も実施をしていく予定です。

左の四角囲みでございますが、結果として、要対策延長12.5kmのうち実施済延長9.7kmとなっており、約8割弱が対策済みということで、残りの2割についても引き続き実施をしたいと思っております。次、お願いします。

堤防の質的な対策を進めておりますが、万一堤防が決壊をするというような場合には、甚大的な社会的影響が発生しますので、速やかに復旧する必要があるということで、こうした有事に備え、土砂あるいは資機材をあらかじめ備蓄をして、水防活動を迅速に行うための拠点整備、これを河川防災ステーションというふうと呼んでおりまして、淀川水系の中でも、右の図面でお示ししている箇所では整備が済んでいる、あるいはこれから整備するという計画を持ってございます。

野洲川については、将来的には左右岸1か所ずつ整備が必要という構想を持ちつつ、まずはその1か所目として、右岸側の真ん中ほどに、野洲市M I Z B Eステーションの整備に着手しております。このM I Z B Eステーションというのが、先ほどの防災ステーシ

ョンのネーミングをリニューアルしたものでして、有事はともかくとして、平時に地域の活性化、にぎわい、それから水辺の触れ合いの拠点として使っていただくことを意識したものでございまして、近畿地方整備局では名張の防災ステーションのほうが、去年、M I Z B Eステーションにネーミングを変えてございまして、この野洲川は2例目ということになっています。

左に整備イメージをつけていますが、隣接地に滋賀県立高等専門学校の開校が令和10年に予定されているということでございまして、これに合わせて、その開校の前、令和9年度中にこのM I Z B Eステーションについても完成を目指して、親水護岸ですとか、高水敷の整備を今後進めたいというふうに思っております。次、お願いします。

本年8月に地元自治体、国、経済団体等で構成される協議会で、M I Z B Eステーションの整備、それから「かわまちづくり」の計画を作成しまして、国交省本省のほうで無事登録をいただきましたので、今後の整備に向けて、引き続き協議会等も活用しながら平時に有効活用していただけるような議論を進めていきたいと思っております。

特に、先ほど申し上げましたとおり、高等専門学校、特に土木建設系の学科の設置も予定されておりますので、こういった土木技術研修の場としても活用いただくということも念頭に置いて連携を図っていききたいと思っております。

それからちょっと話が変わるのですが、今、整備を予定している敷地、国有地の中で、右下に示しております堤防の除草で発生した刈り草を堆肥にして住民の方に配付するという取組を継続的に実施しております。処分費がかかりませんので維持管理コストの縮減に寄与するほか、周辺の住民の方にも好評をいただいております。この場所はM I Z B Eステーションができますので、どこに持っていくかというのは検討していますが、好評でございますし、コスト縮減にも寄与しておりますので、この取組については継続して進めていきたいと考えております。次のページ、お願いします。

冒頭の野洲川の利用箇所全体のところでも少しお話ししましたが、ここから数枚で自然再生事業についてご紹介します。

1つ目が瀬と淵の再生事業ということで、かつての野洲川のように「みお筋の蛇行」とか「中州の攪乱」を生じさせて、礫河原や瀬と淵を再生することによって、動植物にとって生息しやすい環境を創出するということを目指して、令和2年から瀬・淵再生事業というものを実施してございます。

この場所ですが、直轄管理区間内で砂州とみお筋について河道の二極化が激しい、ある

いは砂洲の固定化・樹林化が著しい、在来種が消失するおそれがある、そういった観点からこの中流部の10kmから13kmの地点を対象として実施をしています。

課題は、川が右から左に流れておりますので、下側が左岸側になりますが、左岸側にどうしてもみお筋が寄って固定化してしまい、河道が二極化しているということで、これを是正すべく左岸側に水制工を複数箇所設置、順次設置しています。それから、その上側に薄く青でハッチングしてある箇所がありますが、ここの部分を薄く掘削して、より固定化、樹林化した砂洲の冠水頻度を上げ、攪乱を起こしやすくすることを狙っている事業でございます。加えまして、左岸側、みお筋が堤防に近づき過ぎているというところもありますので、こちらの河岸防護の役割も同時に期待をしているものでございます。

予算の関係もありまして、年間、この水制を1基ずつ、順次ここ4、5年で設置してきているところですが、その後、出水があつて河道がかなり変化していますので、モニタリングをしています。また河床変動シミュレーションも行つて、その結果を踏まえて、次の年、どういった場所に水制工を設置すべきかについて、有識者にお伺いしながら、順応的にトライ・アンド・エラーを繰り返しながら実施している状況でございます。

実際、計画ではこの次に赤字で示したような箇所ですら少し水制を延長したり、あるいは一番左、下流側に設置することを、当初考えておりましたが、現況を踏まえるともう少し上流側に設置したほうがいいのではないかというご意見を頂戴し、今、その方向で考えております。次のページ、お願いします。

少し見にくい資料になってございますが、この水制工周辺の近年の河道の変化をお示ししています。毎年、物理環境や生物環境の調査を実施して、特に出水のすぐ後は大きなレスポンスがありますので、空中写真の撮影も着実に実施しているところです。

一番左側の写真は、令和4年10月ですので、2年ほど前の写真になります。その写真の中に、ちょっとスライドだと見にくいですが、青い薄い線が入っておりまして、それがこの直前の8月の水際の線ですので、水制を設置して、その効果で固定砂洲が一部、右側に少し侵食されて、水際線が右岸側に少しだけ寄っているのがお分かりいただけるかと思えます。お手元の資料のほうが少し分かりやすいかもしれません。

それから、令和5年の8月、1年ちょっと前ですけれども、流量1,300m³/sというようなそこそこの出水がございまして、その時の変化前後をお示したのが真ん中、それからその右の写真でございます。

やはりみお筋が相当変わっておりますので、一定程度限られた河道の幅の中で、期待す

る河道の攪乱の効果が少しずつ出てきていると考えているところです。

礫河原の再生、あるいはその瀬・淵の再生ということで、魚類としてはアユ、それから植物はカワラハハコ、これを指標種、目標種として設定をしてモニタリングを実施しています。事業の実施区間では、アユの産卵はまだ見られていないのですが、ビワマスの産卵が確認できているというのが現状でございます。それから、礫河原に見られる固有種のカワラハハコについては、過去この区間では水辺の国勢調査でほとんど発見できないほどに減少しておりましたが、水制工整備以降は、右下に図がございますけれども、一部確認することができておりますので、一定の効果が出てきていると考えております。次のページ、お願いします。

それからもう一つ、自然再生事業の一環として、ヨシ帯再生事業を実施しています。琵琶湖周辺のヨシ群落は、魚類・鳥類の生息場所、あるいは護岸の侵食防止、さらには水質保全など、様々な機能があるということで、琵琶湖の環境保全に大きな役割を果たしており、滋賀県では平成4年に琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例が施行され、ヨシ群落の保全に取り組んでいるという状況でございます。

そうした中で、野洲川の放水路につきましては、建設された当時、河口部は矢板護岸ということで、あまり生物の生息環境としては適していない状態でしたが、平成21年からヨシ帯生育基盤を設置して、かつて河口部に広がっていたヨシ帯を水陸移行帯のような形で再生を図る事業に着手してございます。

右上のグラフがヨシ帯の面積の経年変化を表しております、濃いオレンジ、これが右岸側、それから薄いオレンジが左岸側ということでございまして、右岸側は目標とした面積のヨシ帯が安定して再生されているのに対し、左岸側は風とか波とかの当たり方の影響で今ひとつうまくいっていないという状況でしたので、真ん中に左岸という写真がありますが、袋詰めの玉石をさらに追加で設置しまして、少し改良して、徐々に改善傾向にありますが、右岸側と違って完全には定着していないという状況でございます。

ヨシ帯については、試験的に仔魚・稚魚の調査を実施し、右下のグラフにもお示しておりますが、一定程度魚類の生息場として機能しているのではないかと考えております。次のページ、お願いします。

このモニタリングにつきましては、後ほどご紹介する河川レンジャーの仲介により、地元の中学校のクラブ活動の一環として、毎年生物調査を実施していただいているところです。アンケートも実施し、もっとこういう調査をしたいなどのコメントもいただき、野

洲川の環境に対して、地元の中学生の関心を高めるという相乗効果も得られていると考えております。

それから、ヨシ刈りあるいは左岸側にヨシを定着させるための移植活動については、地域の活動団体にもご協力をいただいております、事業完了後も地域の住民の方と連携し、良好なヨシ帯の維持を図りたいと思っております。次、お願いします。

維持管理に関しまして、河道内樹木の再繁茂対策についてご紹介します。令和元年から4年、国土強靱化3か年緊急対策としての予算措置を受けて、野洲川の河道内の樹木を約44万㎡、伐採・伐根いたしました。伐採後に放置すると、大体10年とか11年ぐらいで再度繁茂してしまい、その伐採には多大な予算が必要になりますので、再繁茂の抑制のために、写真のように、ブルドーザーで幼木の段階で踏み倒すという取組を試験的に実施しています。

下の左のグラフの水色の線が、大体10～11年ぐらいの頻度で伐採・除根を実施した場合の累積コスト、オレンジの線は実際に今回実施したように、初回は伐採・去根した後に、大体2年に一回のペースで幼木の踏み倒しを実施した際に、50年後にどのぐらいのコストの差が出るかについて単純に比較したものです。あくまで試算のレベルでございますが、68%ぐらいの大幅なコスト縮減が可能ではないかと思っております。今後、さらに効果的な施工方法や、植生分布がどのように変化するかなどの自然環境への影響について、モニタリングをしながら取り組んでいきたいと思っております。次、お願いします。

そのほか、治水・防災に関するソフト対策の取組を左側に紹介していますが、防災教育、あるいは出前講座など、頻度は年によって異なりますが、多いときは年10回程度実施しておりますし、気象キャスターの方を講師として招き「マイ・タイムライン作成講座」を本年は野洲市で、それから来年は守山市で開催を計画しているところです。次のページをお願いいたします。

続きまして、瀬田川に関する説明を続けたいと思います。16ページをお願いします。

瀬田川につきましては、淀川水系河川整備計画の変更を令和3年8月に行いまして、琵琶湖の後期放流に対応するために、大戸川合流点より下流で、1,500㎡/sの流下能力を確保することというふうにされております。

これまで、瀬田川洗堰の下流側の河道掘削を順次実施しつつ、堤防の強化を図ってきましたが、令和5年度までにこれらの事業が完了し、今後、所定の流下能力を確保するために、その下流側、赤く囲った部分の、鹿跳溪谷の改修、それから青く残ってございますが、

将来的には瀬田川洗堰の改築が残事業として残っているところです。次の資料、お願いします。

このページは、先ほどの野洲川と同様の瀬田川の整備に関する主な点検指標ということで、主なものとして取り上げた項目は違いますが、詳細については同じくお手元の資料2をご参照いただきたいと思いますので、説明のほうは割愛いたします。次、お願いします。

18ページでございます。瀬田川については、先ほど申しましたとおり、堤防の質的整備、堤防強化を完了しておりますので、特段実施した事業はなく、進捗も100%ということになっています。次のページ、お願いします。

先ほど申しました、下流部の鹿跳溪谷の改修に関し、写真でご覧いただけるように、非常に優れた景観を有しているということで、景観、自然環境の保全、さらに親水性の確保などの観点を重視した河川整備を進めるように、中川先生にも委員長をお務めいただいている瀬田川整備検討委員会にお諮りしながら検討を進めています。景観と治水とか、あるいは岩を掘削するための施工方法、それから施工期間、こういった検討に時間を要しております、しばらく委員会を開催できていない状況が続いております。施工方法によって施工期間が大きく変わってくることもあり、現時点ではいつまでに完成ということをお断言することができませんが、なるべく速やかに事業を始めるべく、既に工事用道路の施工には着手しておりますので、少しでも早く効果を発揮できるように鋭意努力してまいります。次のページ、お願いします。

委員会で自然環境についても議論しているということで、この対象区間は淀川水系では限られた山地狭窄部ですので、流水環境に適応した動植物の生育が確認されています。動植物については、右下の表のような形で、注目すべき種類の候補を整理しています。今後、この改修によってどの部分に影響があるか、どの生物に影響があるかを考えながら、注目種を選定し、その保護に努めていきたいと思っております。次、お願いします。

さらに、この区間は水の流れが変化に富んでおり、競技カヌーとか観光など、水上スポーツでも利用されています。来年、滋賀では国民スポーツ大会が予定されており、こちらでもカヌー競技の特設会場となっておりますので、引き続きそうした点にも配慮しながら、利用が図られるよう事業を進めてまいります。次のページ、お願いします。

このページは、人と川とのつながりということで、住民との連携や情報発信などの取組をご紹介します。琵琶湖河川事務所に併設して、広報施設アクア琵琶がございまして、新型コロナの影響で来館者が一時期減少しましたが、令和4年から回復基調にあり、コロ

ナ前の水準にまだ戻っていないものの、戻りつつあると思っています。年2回ほど「水辺の匠」というイベントを開催し、1,000人弱の方にご来館いただいているほか、当事務所では天ヶ瀬ダム再開発事業を令和4年度まで実施していましたが、その広報コーナーをリニューアルして、後ほどご紹介する大戸川ダム建設事業を紹介するコーナーに変更するなど、引き続き施設のほうを活用して、琵琶湖・淀川水系のPRに努めて参ります。次のページ、お願いします。

このページから数ページで、瀬田川洗堰の状況についてご紹介します。まず、水位操作でございます。左下に小さなグラフがありますが、水色の線が平成4年から令和5年、31年間の平均の水位を示したものでございます。それに対して、昨年は9月以降、雨がほとんど降らなかったことから、下のグラフではピンク色の線が昨年の水位でございますが、大分平均より低い状況が見えていただけのかと思います。このピンクの線が右側12月で終わって左に行くと赤に出ているのが今年の初めの1月の水位ですが、-78cmまで低下したことで、報道等で色々取り上げられました。我々の事務所でも渇水対策支部を設置しまして、節水を呼びかけるなどの対応を行い、グラフがそこで途切れていますが、1月以降、例年のように順調に水位が回復し、取水制限等大きな社会的な影響が出るには至りませんでした。

こうした事態に備え、これに先立つ令和3年には淀川水系渇水対応タイムラインを作成し、運用を開始していたしましたので、昨年の水位低下時にもタイムラインに基づき、関係機関と緊密な連携を取ることができました。

本年は、11月初旬と先週にまとまった雨が降ったおかげで、現在も-40cm前後、ほぼほぼ平年並の水位を保っている状態でございます。次のページ、お願いします。

洗堰には、琵琶湖沿岸の洪水防御、下流淀川の洪水流量の低減、さらには用水供給、正常流量の確保と様々な役割がありますが、治水の目的で、6月16日から10月16日までの出水期には、操作規則に基づき、あらかじめ制限水位まで水位を下げる形で管理をしています。この運用のため、例年5月から6月にかけて位を下げる必要がありますが、この時期がちょうど魚類の産卵時期に当たり、水位を低下させると卵が干上がってしまうという影響が指摘されておりましたので、操作規則の範囲内で、極力魚類の産卵行動に悪影響を及ぼす急激な水位変動を避ける操作を心がけているところでございます。次のページ、お願いします。

あと、現在稼働している瀬田川洗堰は2代目になりますが、建設をしてから既に63年が

経過しました。治水・利水などにとって重要な施設ですので、適切に点検をし、老朽化した部品は更新を行っています。次、お願いします。

大津放水路事業ということで、少し毛色が変わりますが、こちらが琵琶湖から瀬田川ですので、右下が北だと見ていただいて、この大津の市街地の浸水被害の防止・低減を目的に、平成4年から国直轄事業として実施した事業でございまして、市街地を流れる8つの小河川の洪水を中流部でカットして、横引きして瀬田川流下させる事業です。全体4.7kmありますが、黒の線で示した2.4kmは既に平成17年に完成し運用を開始して、平成29年には滋賀県に移管しました。

右下に「Ⅰ期の効果」とありますが、例えば平成25年の洪水では1,230戸の家屋浸水を防止したことが想定されるなど、大きな効果を発揮しています。

赤字で示した「Ⅱ期区間」は現時点では未整備でございまして、河川整備計画では、浸水実績や近年の洪水を踏まえて実施時期を検討すると記載しています。この事業については、滋賀県、大津市と相談しながら技術的な検討を進めている状況でございます。次のページ、お願いします。

省人化・高度化に関する取組として、瀬田川洗堰の放流量を変更する際には、上下流に急激な水位変動が生じるため、職員が徒歩で河川内利用者に警戒を呼びかける巡視を行っています。多くの人員が必要ですし、長時間を要することから、これをドローンで代替できないかという点にチャレンジしているところです。ある程度技術的には導入できるかと思うところまではきたのですが、規制が厳しかったり、操作に高度な資格が必要だったりということで、実運用には様々な課題が多いというのが現状でして、来年度からすぐに運用できるという段階には至っておりませんが、取組としてご紹介させていただきます。次、お願いします。

琵琶湖の水質観測については、北湖・南湖、それから瀬田川の合計53点について、国交省、水資源機構、それから滋賀県と共同で水質調査を実施し、その結果を滋賀県がまとめて公表していますので、その公表データを幾つかお示ししています。

これは直近の令和5年度に公表されたものですが、例えば全窒素の値が低いとか、北湖は透明度が高いとか、北湖の水温が過去最高だったとかいう点が公表されています。一番下のグラフについて、赤潮は平成22年以降の発生が確認されていない一方で、アオコの発生日数につきましては、昨年度につきましては63日ということで昭和58年以降最多だったという状況です。次、お願いします。

その他点検指標ということで、左側には地域の方と連携した清掃活動をご紹介しますし、右側のほうでは維持管理に関し、瀬田川と大戸川合流点は土砂が堆積しやすいということで定期的に掘削をしているという点をご紹介します。

長くなりましたが、私の説明は以上でございます。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 事務所長 宮川）

引き続きまして、大戸川工事事務所長の宮川でございます。私から、大戸川ダム建設事業における取組について説明させていただきます。31ページをご覧ください。

大戸川ダム建設事業の概要です。大戸川ダム建設事業は瀬田川の左支川の大戸川の中流部に堤高約67.5mで約2,190万 m^3 の洪水を貯留できる洪水調節専用の流水型ダムを、令和15年度の完成を目指して建設をしております。これにより、ダム下流の治水安全度の向上を実現する事業でございます。また、ダムの整備に当たっては、日常からの人と川とのつながりを構築していくことを目指し、ダム周辺地域の活性化にも貢献するよう、将来の貯水池管理、利活用などについて、関係機関などとともに検討し、周辺環境整備などのハード対策と併せまして、地域イベントなどのソフト対策を支援、実施することとしております。

また、河川整備計画では、「環境影響をできる限り回避・低減するための環境調査を含め、必要な調査等を行ったうえで本体工事を実施する」とされたことを基に、令和4年度から調査設計を開始しており、コストの縮減や負担の平準化に努めながら実施しております。これらによって、淀川水系の上下流バランスを考慮した河川整備の一環として事業を実施しているところでございます。

以降、令和4年度、5年度の取組の主な内容を説明します。32ページをご覧ください。県道大津信楽線のつけ替え道路、約8kmが令和5年3月に完成、供用を開始しました。これにより、ダムの上下流地域の交流が活性化したという効果がございました。また、令和5年度まででダムサイトにおいて、67本のボーリング調査を実施して、この調査結果を基に安全なダムを建設するための本体の設計を進めております。

次に、33ページをご覧ください。河川整備計画で示されております、環境影響をできる限り回避・低減するための環境調査ですけれども、令和4年度に環境分野の専門家の先生で構成されます、大戸川ダム環境保全委員会を設置しまして、法アセスの手に準じて自主的に取組を進めているところでございます。

34ページをご覧ください。川とまち・地域をつなげていくための社会実験といたしまし

て、令和5年度に大戸川ダムフェスというイベントを開催しました。一般の方々約400名にご参加いただきまして、滋賀県外からも多く参加をいただきました。更に合計147人の方へアンケート調査にご協力いただき、大戸川ダムが広域に及ぶ交流拠点になり得るといことが分かるとともに、事業の認知度に課題があること、大戸川ダムやその周辺地域に対する期待やニーズなどを計測いたしました。この結果はダムを活用した今後の地域振興策の検討に活かしていく予定です。

次、35ページをご覧ください。人と川とのつながりに関する取組を記載しております。右下の再記載している部分もございしますが、住民に対する治水・防災への理解促進の取組であるとか、子どもへの環境教育の実施、新しい事業広報手法など、多様な取組を積極的に行ってまいりました。

以上で報告させていただきます。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 事務所長 若公）

最後に、説明者若公に戻りまして、河川レンジャーについて簡単にご紹介をします。

37ページをお願いします。河川レンジャー制度については、この淀川水系の河川整備計画をかつて取りまとめる段階でご提案いただいて創設された制度と聞いておりまして、住民と行政との間に介在をして、コーディネートする主体として、各河川事務所で任命し、その活動に当たっていただいております。①から④で様々な活動をお示ししていますが、単にイベントを開催するだけではなく、左下のあるべき姿のところに示しているように、住民・行政から意見を聞き、色々なことを呼びかけ、様々な関係者をつなぐということを主眼に置いて活動いただいているところでございます。次のページ、お願いします。

38ページでは、各河川事務所の担当する、各河川・地域において、色々な地域のニーズに合った活動が実施されている状況を一枚の絵に落としたものです。環境保全に関するものが緑、治水・防災は黄色、維持管理はピンク、環境教育とネットワーク形成に関わるものは薄紫、それから歴史・文化に関わるものが青という形でお示ししています。これら以外にも活動はありますが、スペースの関係でこのようなお示しの仕方をしています。次のページをお願いします。

私の担当する琵琶湖河川事務所の活動例ということで、先ほども自然再生事業をご紹介しましたが、具体的に言いますと、ヨシ帯のモニタリング調査について、地元の立命館守山中のクラブ活動、サイテック部というところにご参加いただいております。その連携に際し、主体的につなぐ役割を果たし、こういった活動の間に入っていただいているところで

すので、簡単にご紹介をさせていただきました。次のページ、お願いします。

この活動のほかに、現在、琵琶湖河川事務所で任命している河川レンジャーは3名でして、瀬田川・野洲川で様々な活動をしています。一番上は、瀬田川探検隊という親子で川に親しんでいただく活動をコーディネートしていただいていますし、真ん中は野洲川を守りつなぐということで、環境学習や清掃活動など、沿川住民の参加を促すという関わり方、一番下の方は、住民に加えて、沿川の企業も巻き込んで清掃活動に来ていただくという関わり方をいただいているところがございます。次のページ、お願いします。

ほかの事務所の取組でございますので、さらっとご説明しますが、41ページは淀川河川事務所のほうの活動ということで、鳥飼ワンドの取組状況です。ワンドでの外来水草除去の取組を企画し、参加した住民の方からの意見を踏まえて、専門家とともに意見を取りまとめ、淀川環境委員会に提出するという活動を実施していただいています。次のページ、お願いします。

木津川上流河川事務所の管内では、河川レンジャーが小学校で、過去の災害・防災、あるいは遊水地の役割などについて学習会を開催していただいた様子を紹介しています。

最後、43ページは、猪名川河川事務所の取組で、昨年10月に尼崎市のほうで、マイ・タイムライン作成講習会という、個人の洪水避難プランを、河川レンジャーからご説明いただきながら、実際に手を動かして作っていただく講習会に、講師として参加されたという事例をご紹介します。

長くなりましたが、私どもからの説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○中川委員長

予定どおりというか、ほぼぴったりでございまして、大変よかったですと思います。

ただいま、若公琵琶湖河川事務所長、宮川大戸川ダム工事事務所長から、それぞれ説明がございましたけれども、いかがでしょうか。淀川水系河川整備計画に基づく事業等の進捗状況の点検について、瀬田川、野洲川に関する点、何か、どこからでも結構ですけれども、ご意見、ご質問のある方は、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。どこからでも結構です。大久保先生、何かあったら。どうぞ、よろしく願いいたします。

○大久保委員

どうもありがとうございます。大変分かりやすい説明、工夫がなされていたと思いますけれども、何点か質問がございます。1点目は、野洲川ですけれども、再生事業が幾つか進

んでいて、おもしろい取組があると思うのですけれど、治水も含めて、滋賀県の、それぞれヨシであればヨシ条例、あるいは治水条例があつて、それから琵琶湖に関しては、別途、保全再生法があると思います。これらがあることによって、よそにはできていないような取組ができているとか、あるいはそれがあることによって、より役に立っているということがありましたら、教えていただきたいと思います。

○中川委員長

まずは先生、それだけでよろしいですか。

○大久保委員

まず1点目。

○中川委員長

まず1点目。いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 事務所長 若公）

ご質問ありがとうございます。ヨシの再生はまさに琵琶湖全体として、滋賀県のほうで条例を作っていたいただいたおかげで、我々としても、改めてこのような新規事業を立ち上げの際に、積極的にやらないといけないということで事業化をし易かったということで、県の取組の方向性に沿った事業が実施できているのかと思います。

流域治水に関しましては、全国的には流域治水関連法案ということで、特定都市河川の指定を進めている中ではございますが、滋賀県内ではまだ指定をされた河川はなく、現時点では、滋賀県が流域治水条例に基づいて取組を進めておられますので、必ずしもそういう全体の取組と整合の取れた取組が我々の河川事務所としてできているかということ、そういう状況ではないのかと思います。

同じく琵琶湖再生保全の法律に関しまして、そういった枠組みがあり、年に一度、大臣がメンバーという非常に重たい枠組みの会議体があり、年に一度、滋賀県のほうでその幹事会で、かなりレベルの高い方にお集まりいただき議論している場があり、整備局としても参加をさせていただき、ヨシの自然再生事業などの直轄事業として取り組んでいるものについてご紹介をさせていただいておりますが、今、お話をいただいたような、有機的に、保全再生法があるからこういうことができているというところまでアピールできるようなことが、私の限りでは思いつかないところでございます。

○中川委員長

大久保委員、委員ご自身がこういうことができているんじゃないかなというふうな想像

をされているわけではないんですか。

○大久保委員

ヨシに関しては、多分、条例とセットものだろうと思ったのですけれども、せっかく平成27年ですかね、保全再生法もできていて、本来は一体化した取組がそれによって進むということが予定されているので、それがどのように活用されているのかということ。また、治水に関しては、滋賀県も、今、条例の改正を検討していらっしゃるころだと思いますので、それと併せた取組がどのように進むというイメージ図があるのかということで質問させていただきました。

○中川委員長

流域治水というとやはり県、市町村が主体的にするということになりますし、流域治水関連法案にとってこのあたりどういことができるのかというのは、非常に重要なことになってくると思いますけれども、滋賀県さんが、みえていますよね、何か一言ございますか。せっかく来ていただいているので。急で申し訳ございません。

○河川管理者（滋賀県 土木交通部流域政策局 副局長 岡田）

今、ご紹介いただきましたように、流域治水条例については平成26年度に制定いたしまして進めております。国のほうでも流域治水関連法というのを設定されまして、国と一体となった流域治水事業に関して取組を計画していただいているところでございます。環境の事業、利水等につきましては、ご紹介がありましたように、ヨシ条例とか琵琶湖保全再生法に関しますところで連携させていただいているところでございますので、引き続き今の国の事業が続きますように、県としても協力してまいりたいと思います。

○中川委員長

ぜひ流域治水を進めていただきますといいですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 事務所長 若公）

参考資料として、流域治水プロジェクトということで、1枚後ろのほうに配布してある資料がございまして、滋賀県内で流域治水の観点で実施している様々な事業を一枚の絵に落としているものです。法律に基づく特定都市河川の指定はありませんが、より氾濫を防ぐ、減らすとか、被害を減少させるとか、あるいはソフト的な対策、そういったものも含めて、こういったものがありますよということで、国と県と、それから市町村と一体となって色々な取組を実施しているという枠組みはございますということで、せっかく資料配付しておりますので、簡単にご紹介させていただきました。

○中川委員長

ありがとうございました。

こういった多くのプロジェクトが琵琶湖、滋賀県でされておるといのはよく分かるんですけども、こういったプロジェクトによって流域の治水安全度がどういうふうに向
上していくのか、あるいはこれが整備計画の中でどういう位置づけになって、例えば琵琶湖
への流出負荷が軽減するとか、そういった改善できたところとしては、明らかにしてい
ていただきたいなと思いますけれども。これは本省のほうでも、例えば田んぼダムはど
れだけ効くのかというようなことを、今、積極的にチェックしていただいていると思
いますので、それ以外の流域治水の手法が治水安全度の向上にどういうふうにご
貢献するのかというのが、今後また明らかになってくるころかなというふうに思
います。今は、滋賀県ではこういうふうな個々の流域治水というのが行われてい
るというご紹介でございました。ありがとうございました。

ほか、次、よろしいですか。ぜひとも遠慮なさらずに聞いてください。それでは、副
委員長どうぞ。

○松本委員

松本です。13ページのほうにあります。河道内の再繁茂対策、ブルドーザーで踏み倒
す、このやり方でいくと、試算ではコスト削減につながるということで、それは非常に
意味があることなのかなとは思いますが、今、自然環境への影響をモニタリングし
というふうに書いていただいているのですが、日頃、ブルドーザーが河道内に入ったり
しますと、深い轍ができて、河川環境が一時的にすごく荒れます。何年かたって、少し
ずつ自然が回復していくんですけども、このやり方が果たしてどのような影響がある
のか。もしこれがコスト削減につながるということで、あちこちで実施されること
になれば、ちょっと大丈夫かなという思いもありまして、どのようなモニタリングを
される予定なのか教えていただきたいと思
います。既にどんな影響が出ているのでしょうか。やり方としては、幼木を人力で刈
り払いしてやっていくというやり方もあるわけですけども、それはそれでまた
コストがかかってしまう。ブルドーザーが踏み倒していくことでどのような影
響が果たして出てくるのか、現地を実際に見てみませんので、非常に心配で、先
々どんなふうになるのかと気になっております。

○中川委員長

特にそのモニタリング、どういうふうなことに注意を払ってされているのかという
こと

のご指摘だったと思います。いかがでしょう。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 事務所長 若公）

資料のほうにも、今後自然環境への影響をモニタリングし、と書いてございまして、これは昨年度、一昨年度でまずは一巡したという取組でございまして、まだ詳細なモニタリングはできてございません。細かい植生が果たしてどうなったかという点まではチェックできていませんが、野洲川の河道の幅が相当広いのに対し、近年はほとんど高水敷に上がるような洪水がないが、どうしてもこういう取組を実施しておかないと、いざというときに流下能力が阻害されてしまうということで、こういうチャレンジをしてみたというものですので、具体的に、今後検討すると書いてありますが、どのぐらいのきめ細やかさでモニタリングするかについては、現時点で私はお答えを持っていません。

もちろん5年に一度、河川の水辺の国勢調査とか、そういった定期的なモニタリングは実施していますので、ある程度、5年とかというサイクルで植生がどう変わっていくのかということはきめ細やかにフォローしていくつもりでございまして、もう少し短いサイクルで実施をしなければいけない取組だと思っていますので、色々と考えさせていただきたいと思います。あまりお答えになっていませんが、以上でございます。

○中川委員長

淀川ですと、環境委員会の専門の方が、こういう工事をするときには貴重な植生があるかないか、こういうことに配慮して工事してはどうかというふうな提案をして、事務所が協力して工事をやるというようなことになっているんですけども、そういう何か専門家の方が入って、貴重な植物があるのかどうかとか、あるいは動植物が、昆虫とかもいるのかどうかとか、そういったことに対する配慮というのが要ると思うんですけども、そういう予定はないということでしょうか。今まではそういう仕組みではなかったと、淀川のような。今後、そのあたりはどうですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 事務所長 若公）

先ほどご紹介した、自然再生事業、限られた区間に関しては専門家の方にご助言を賜って、その中でカワラハハコですとか、そういったものについては工事の際に移植するとか、そういったローカルな取組というのは実施をしておりますが、下流側の広い区間にわたってはちょっと現時点では実施できていないのですが、5年に1度の水辺の国勢調査では、保全すべき貴重種が確認されていないというふうに認識していますので、そこまでは、今のところできてないということでございます。

○中川委員長

ということで、今のところで他にご意見あればお願いします。

○竹門委員

私もこの点については一つ触れようと思っていたので、ちょうどいいんですけども。

今、ご質問にあった考えというか回答については、結局、この野洲川の自然環境をどのように維持管理していくかという目標に依存するわけですね。河原の広い範囲に樹木がない川を目標にするのであれば、このやり方というのは納得かもしれませんが、生育環境として、本来の河畔林と、それからブッシュ、草本、裸地、そして水域等があるものは、もとの川の自然という場ですので、その意味では、樹木イコール悪というふうに決めてかかるものが問題なんですよ。

一方、今度、治水だとか土砂の管理という観点からすると、木は悪いものばかりではなしに、木があることによって土砂を貯め込んだり、木があることで局所的な洗掘を防ぐ、そういった機能もあるわけですので、治水あるいは土砂管理上、木があったほうが都合がいいという考え方も本来はあるはずなんです。日本の古来の河川管理においては、樹木もいろいろ活用して、それで土砂を止めるときには、ここに木は生えているほうが良いという形で使っていることがありまして。

そういう意味では、6ページ、こういう治水のための地図でも、ここでどこには木があってもいいけど、どこがないとかいう。要するに環境計画だけではなくて、治水計画とセットにして植生管理というのを広域的に捉えたらよろしいんじゃないですか。局所的な環境の保全というので、ここまでみたいな話じゃなくて、どういう植生を維持管理していくのがよいのかというところは、環境上も、それから治水上も絵が描けるはずなんです。この野洲川においては、こういう植生パターン、裸地パターンというのがよかろうということで、委員会なりで目標を立てて、それに合致するような植生管理というのをされたらよいのではないでしようかと、そういうことですね。

○中川委員長

ありがとうございました。樹木の伐採にかかった経費よりも、踏み倒しが効果的であるというのは、試験的なもののような気もするんですけども。

今、竹門委員のおっしゃったように、この川の高水敷をどういうふうな樹木管理をして、景観を検討していこうとするのか、裸地じゃない、草本だけのものにするのかとか、何かいろいろ検討する必要があると思うんです。やや長期的な目標を立てて、そういう例

えば委員会みたいなことを、今、おっしゃいましたけれども、残す樹木も考えると、貴重な種があれば、それを今やっておられるほうに移植していくとか、そういった植栽とか、あるいは植生あるいは昆虫とかに関わる、そういうことを議論すればいいのかなと思います。恐らく、松本委員も、その辺がないので非常に気になっておられると思うんですね。今後全部踏み倒していくのかと。それは確かにちょっと気になりますよね。

どうぞ、松本委員。

○松本委員

竹門委員がおっしゃられたとおりでして、このエリアをどう維持管理していくのか、目標の完了は何なのか、それによって、やり方が決まってくるだろうと思います。植生についても、まず何を目指すかというのが大事で、その上でブルドーザーによる攪乱が、植生、その他の生物へどう影響を与えるのかというのを、ぜひモニタリングをしっかりと専門家に入ってもらってやっていただきたいなと思っております。

○中谷委員長

関連してよろしいですか。

○中川委員長

はい、中谷委員長、どうぞ。

○中谷委員長

今までのお話を聞いていて、どういうところを目指すかというのはそのとおりやと思うんですけども、例えば、まず説明の中でもご紹介になっている、数十年前に放水路としてできた川ですと。どこかに写真が出ておりましたが、6ページの平面的な絵を見てもらったらいいですけども、幅は一定、高水敷の幅も一定、堤防から川岸までもなだらかにずっと続いているということではなしに、高水敷が一段高いところであって、まるまる陸地なわけです。そうすると、数十年たって、今、こういう状態が出てきて、例えば手入れしなければ、何か植生の遷移のお手本のようにススキとかそういうのが出てきて、乾いたところに皆、木が出てきて、ここは柳とか多くて、また種が飛んでそういう状況になりますよというところで、ほかの歴史のある長い川ではなしに、結構短い期間でこうなってきた。そこで置いておくと、結構、写真にもありましたけど、一面セイダカアワダチソウみたいなような状況にもなったりするので、そういうところで、今もありましたように、攪乱でどういう状況になっていくのか、その辺も見ながら、目指すところを長い目で見ていく必要があるのかなという気がしまして、高水敷の部分の川に任せるというところでは、

なかなか、上に水が乗っかる頻度が非常に少ないので、またそういう構造自体も考えた上で、そういう環境も重ね合わせていくみたいなのところも必要なんじゃないか。

ある意味、荒っぽさで言えば、例えばヨシ原ですと、刈って火をつけて燃やしちゃうというのが非常にサイクルとしてはいい状態だし、例えば阿蘇の草地辺りでも火をつけて燃やします、そういうので貴重なやつが出てくるみたいなのところもあるので、そういうふうなのを考え合わせながら、うまくこう目指すところを見つけていくというのが重要なのではないかという。皆さんの意見と同じようなことを申し上げたんですけれども、以上です。

○上田委員

すいません。

○中川委員長

はい、上田委員、どうぞ。

○上田委員

今の件。今、お話を聞いておって、私、淀川本川で活動しているわけですが、すべて含まれているなあというような感じがします。一つは、貴重種ではないんですけども、その樹木があることによってできていた小さい生態系、雑草もあつての生態系ですので、そういうところがなくなってしまうということがありました。ワンドの再生と河川公園の整備の際です。今、言われたような定規断面に手を付け、ブロック護岸を撤去し水際まで入って行ける、そういうような工事をして、その先にワンドを再生する。そんな工事の折、ワンドの周りであつて水辺環境にとっていい役割を果たしていた樹木が、工事のために一夜にして切られてしまって、その結果、日が当たりすぎ、そこにあつた、湿地に育つ植物群がなくなってしまうというようなことが起きてしまいました。

それと、この辺りまでワンドの工事をするということで、業者さんも必要なところは工事ヤードとして、ユンボも通るわけですね。そこで、レンジャー活動等として手を入れていたその辺の樹木が全部伐採されてしまった。隣接して国交省が別に治水対策として切った箇所もあるわけですが、樹木のこと、草と樹木と、それぞれの貴重種、動物、こういうのを総合的に考えることが必要だという話が、今、あつたと思うんですけども、私の地元の方では、工事するときや、何か物をつくる際には行政から市民参加で意見を聞いていただくということがあつたんですけども、国交省で工事をちょっと進めるときにも、そこで活動している団体とか、地域の協議会とかあれば、必ずそういう一言声をかけながらやるというような、そんな方向が必要なんじゃないかなというぐあいに思いますので、

ちょっと言っておきたいと思います。

それともう一点、樹木の話が出ましたけれども、流域治水に関連して、私は滋賀県のほうで森林の管理、除伐をやっています。もともとは、日光を入れながら、植物を、下草を涵養する、そして動植物にとっての森林環境もよくしていく、動植物も増やすというようなことを進めています。特に琵琶湖の場合は砂礫が多いですので、なるべく一挙に琵琶湖に流さないようにしていかないと、濁った水がそのまま湖に入っていくということがあるんですけども、そういうところが、流域治水の面から見た森の保水力の強化というような役割もあると思うんです。

それは、滋賀県さんの一級河川の県の管理河川のところでやっているわけですけども、どうも農水と話をちらっとしていると、あんまり垣根を越えてそんな話はしたことはないなみたいな感じがあるような感じがします。その辺、また、滋賀県さんのほうもちょっと突っ込んで、厚かましく農水に話をしに行くというようなことも必要なんじゃないかなという具合に思います。その山の麓で洪水で崩れた護岸を直す工事のときに、どうも定規断面で復旧しているようなところがあって、滋賀県おまえもかというような感じで、流域治水条例を一番最初につくられたところにもかかわらず、そんなところもちょっとあると感じました。この後の分はこの場の話じゃないですけども、感想として述べさせていただきます。以上です。

○中川委員長

ありがとうございます。

踏み倒しの件につきましては、これは河川整備を行う上で、環境に配慮というよりも、環境とどう折り合いをつけて河川整備、あるいは治水安全度を高めるのかという、非常にいい例だと思うんですね。また、伐採については、大変コストもかかるというようなことで、新たな、こういった経費削減の対策として考えられたというようなことですので、これが河川環境に十分、折り合いをつけてやっていければ、大変有効な方法かもしれませんので、先ほどご要望があったモニタリング、あるいはこの空間をどういうふうにしていこうとするのかということも含めて、ぜひとも次回、5年後ですかね、ぜひ何か答えを聞かせていただきたいというリクエストで、今日は意見をして、先ほど答えられていますので、これ以上言いませんけれども、ぜひともよろしく願いいたします。

踏み倒しの件はこれでよろしいですね。何かございますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 事務所長 若公）

今、ちょうど映っているスライドのとおり、踏み倒しについては、全川ではなく、人工の放水路のところから下流側、この7kmから下流でやっていますというのが一つです。もちろん、モニタリングについては今後考えさせていただきますが、どうしても人工的に掘った放水路で、かつ地元の方にしてみれば、貴重な土地を提供して放水路として掘ったのに何をほったらかしにしているんだ、というように地元の方が思われているところが多く、今回こういう取組を実施しておりますので、そのあたりの歴史的なところも踏まえ、本当に全部踏み倒すのがいいのか、長い時間かけて自然の川に馴染んでいくような形にしていくなど、大きな議論でございますが、検討させていただきたいと思います。

○中川委員長

はい、竹門委員、どうぞ。

○竹門委員

野洲川の治水と環境の関連性について、6ページ。堤防強化で防護という中身については、堤防を直接強化するというよりも、対岸側で侵食を受けやすいところを、河道自体を川の中央のところに、川を要するにはねる、そういう目的の事業ですね。ですから、水制をどのように置くかという話になって来ると思うんですけども。

この事業によって川の流路の位置が変化するという事は、環境上も瀬と淵の更新を促すこととなりますので、特段、環境事業として位置づけなくても、治水事業と環境事業を併せて実施するという位置づけに私はなるんじゃないかと思うんですけどもね。そういう意味では、現場でも、これ、環境事業そのものなんですかと、水制を置くのは治水事業じゃないんですかというふうにお尋ねしたんですけども、流域委員会の進捗点検においては、あるいは今後の河川整備計画においてはもう少し、切り分けて、これはこれ、これはこれとやるんじゃなくて、治水事業における環境の効果というのをより得ようとするには、この同じ治水事業をどうすればいいのかという形で企画・計画をしていただいて、そしてモニタリングのほうも治水の効果が発揮されているかどうかを目的にするために、例えばドローン画像を撮る、そのこと自体が環境評価になる、そうすれば、より効率もよろしいかと思えますし、それから環境の評価に関しても、よりの確になると思います。

局所的にしかない、10ページの瀬と淵がどうなったかということですけども、全体的に見ることによって、対策が必要な箇所とかが非常によく分かりますので。それに関してですけども、瀬・淵がどのように変化するかということと、それから高水敷が植生化するかということは一体的でありまして、結局この川が現在、歴史的に河床低下で、それで

動的に、ダイナミズムが失われてきている方向にあるのか、あるいはそれなりに平衡状態あるかによって、打つべき対策も変わると思いますので、そういう意味では重点的にモニタリングしないと分かるものも分からないので。

ですから、この10ページの事業の位置づけを局所的なところとはせずに、重点的ないしはセグメント全体に影響を与えるようなモニタリングに変えていただけるとありがたいと思います。

○中川委員長

ありがとうございました。

1つ目の質問というのはあれでしょう、竹門副委員長が毎回言っているんですよね。ほぼ毎回。

○竹門委員

ああ、そうです。でも、いつもこれ別々に出てきちゃう。

○中川委員長

そのところの説明がちょっと下手くそ。もうちょっとうまく説明していただければ、資料としては大変上手につくられているんですよ。説明やと思うんですよ。だから、そういう複眼的な何ていうかな、複眼というのは治水と環境を切り分けするんじゃなくて、あるいは治水と利水を切り分けるんじゃなくて、それぞれ関連性・相関を持たせた取組、計画にはなるので、その辺の説明をうまくしていただければいいかなというふうに思いますし、そのとおりだと思います。またよろしくお願いします。

2つ目の質問に対して答えは。

○竹門委員

それね、答えなくていいです。意見で。

○中川委員長

意見だからよろしいですね。重点的に見なさいというお話ですよ。それは事務局、何かございますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 事務所長 若公）

ご指摘のとおりで、今、お示ししている資料は、ローカルなものになっていますので、もう少し大きな目で、区間を広めに見て、どのようにレスポンス、反応しているのかということも含めて少し考えさせていただきたいと思います。以上です。

○竹門委員

その観点からいくと、例えば河口部のヨシ帯に関しても、ヨシ帯を同じ幅でつくるというのを初めに決めてしまうのではなくて、ヨシ帯が維持できる状況というのがどの辺にできるのかというのは、これは人工的につくった河道をやった上で、その結果を踏まえて、じゃあ、ヨシ帯はこっちに増やしていこうというような、そういう考え方でいくべきであって。

生き物の立場からすると、このデータに出てくるんですけども、実は左岸側のほうが小さくなっちゃっていくのに卵の量は多いんです。なぜかと言うと、魚たちは侵食のある場所のほうが酸素が供給されるので、そこにヨシがあればよりいいわけですね。そういう意味で、逆に右岸側のほうはヨシ帯は放っておいてもどんどん発展していきますので、密になっていって、それで環境がむしろ劣化していく可能性があります。要するに、有機物がどんどん溜まっていって、それで酸素が減って卵を生みにくいということになりかねないので。

そういう意味ではもう少し広い視野で、単にローカルに、ここにヨシ帯を育て続けようのじゃなくて、よいヨシ帯というのはどの辺にできるのかというのを重点的に見ていく必要がある。それで、そこに集中する。逆に、侵食で減っていってしまう場所はヨシ帯を維持管理するというを目的にするんじゃなくて、裸地の砂地ができることをベストと、ベターとするという形で環境を管理すれば、より多様な管理になります。

○中川委員長

大変貴重な意見、ありがとうございます。全くそのとおりで、兩岸同じに何をするのかという話ですよ、これ。それで、左岸側がなかなかヨシができませんとあって、それは風の影響ですと言うけど、それなら違うところでやったらええやんと。そこはそういう地形を造ればいいだけの話であって、きっちり、皆さん方まじめやから、左右にこれだけは造るんだみたいな目標を持たれている。そういう必要はないということですね。

はい、上田委員、どうぞ。

○上田委員

5ページのところに、事業に関連する資料が載ってます、一覧で。これに合わせて、この下の資料は、それぞれ川と人のつながりとか、環境とか治水・防災、このようにつくられていると思うんですけども。この川と人のつながりという分類ですけども、これは他の項目と相互に関連してくることやと思うんです。

私、ずっと川の市民活動をやっています。“川づくり”を目的にやっています。川で遊

ぶとかそういうイベントの話に留まらず、最終的には“川づくり”に持っていく。そうすると、例えば環境のことで何とかしようということでワークショップをしたり、そういう市民参画のステージで皆さん話し合わせ議論をするということの中で、最終的に、そこに参加した市民の人は川と人のつながりが非常に増していくわけです。そう云う段階になってくると、環境のことだけ言ってられないで、そこに住む人との関係の中で、治水のことも対象化しなくてはいけなくなってくる、治水どうするんやと。そして、川全体を考え、川やまち全体に対する愛着が湧いてくるし、「私の川」となってくる。そうすると、そこでの利活用はおのずと重層的なものになってくる。そして、維持管理にまで進むエネルギーに最終はなってくる。この回路を非常に大事にしてほしいなと思うんです。

12ページの書き方、これは非常に感動したんですけども、河川レンジャーがということから始まって、維持管理実現を目指す、管理手法の検討整備を行うというようなことを書いてありますけれども。やはり河川レンジャーが中学生と一緒にクラブ活動の一環として関わっていきながら、最終的にはそういう協議会、団体との協働ということの中で、最終的には整備完了後も良好なヨシ帯の維持管理運営を目指すとか、管理手法の検討を行うようになってきて、これで「俺の川」になってくるという典型的な事例だと思う。それで、その中で話し合われたことを踏まえて、川の工事も始まってくる。工事は途中でも新たな意見を入れていくということも非常に大事やと思います。工事は河川事務所でやって、我々がこんなところの委員会で出される意見をもとに川をつくるというだけじゃなしに、現地の地先の人たちの話を十分聞く、これで協議会のことが書いていますよね。そういう意味では、非常にいい形の展開になっているかなと思います。

こういう資料をつくるときでも、縦割りで、僕らも経験ありますけれども、ここはこの部署、ここはあの部署、ここは別の部署となるけれども、その行間にお互いの関連・連携の言葉を入れていって、つながりがあるということを明確にさせていただくということは、一つのつながりという考え方を広めるように最終的になるんじゃないかと思いますので、次回の要望なんですけれども、お願いしておきたいなと思います。以上です。

○中川委員長

ありがとうございました。事務局、何かございますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 事務所長 若公）

いえ、特にございません。ありがとうございます。以上です。

○中川委員長

37ページに河川レンジャーの概要というのがありますね。今、上田委員がおっしゃったのは、この6番のところ、人づくり、川づくりというふうになっているんですけども、これはネットワークづくりになっちゃっているんですけども、河川レンジャーの評価は実は一つ、川づくりにどれだけ取り組んでいるかというのが評価指標になっています。まさに今おっしゃったことで、その辺のところがちよっと弱い、その辺のところを評価していくという意味で、大変いい事例を滋賀県、野洲川ではやっていただいているのかなというふうに私も感心しました。

ほかの委員からもぜひとも。はい、矢守委員、どうぞ。

○矢守委員

ご説明ありがとうございます。私は7ページと8ページのところで、M I Z B Eステーションについて質問をさせていただきます。まず、先だって、現地ご案内いただきありがとうございます。

質問は、今の一連の議論とも多少関連すると思うんですけども、滋賀県立高等専門学校との連携が見込まれるという説明をいただきました。質問を端的に言うと、地元の自治体とか、自治会とか、それから今も話題になった河川レンジャーの皆さんと、このM I Z B Eステーション、非常に大事な施設だと私は思いますので、あえて挙げると、施設そのもの、施設の運営ですね、これから。それから、そもそも施設ってどんな活動をしていくのかという三本柱だとは思うんですけども、そのことに関して、今後の見通しで結構なんですけど、地元自治体、それから地元自治会、あるいは河川レンジャーの方とかとどういう連携をされるか、具体的なプランがあれば。

今回の資料で言えば14ページの右下のところに、「今後は野洲川M I Z B Eステーションについても審議を行う予定」という一項を挙げていまして、こういう場でも検討されるのかなと思ったんですが、現時点でのプランなどあればお聞かせいただきたいと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 事務所長 若公）

ご質問ありがとうございます。ちょっとその辺、説明を端折ってしまいましたが、このM I Z B Eステーションかわまちづくりに関しては、計画を作成する段階で、国、野洲市、県立高専の関係もありますので滋賀県庁、さらには野洲の商工会等の関係団体の方に入っていていただいて協議会を作り、そこで計画を作成したものが国土交通本省のほうに承認をされたという形になっております。

役割分担としましても、我々は基盤整備といいますか、緊急的に土砂を取ったり、ある

いは資材を備蓄したりということで、堤防の高さもかなり広めに、このスポーツパークと書いてあるところや水防センターというのは、この堤防天端のレベルの高い土地になっていますので、そこの整備を行い、その上物の整備というのはこの野洲市のほうで実施をしていただくという役割分担になっていますので、実際どういうものをつくるのかというのは、野洲市さんを中心に検討をいただいている状況でございます。川の中、どういうふうに関水護岸にするのかということころは、野洲市さんとか、地元のご意見を踏まえた上で河川管理者として実施するというような形です。

今、この場所も高水敷に木が生えているところですが、そのままとなかなか川に近づけないということで、どのような形にするのかについては、もう少し川遊びができるような水辺にしたいなということを検討しています。

検討に当たっては、先ほど説明した野洲川で活動している河川レンジャーの方にも入っていただき、実際にボートで下ってみたり、そのような連携をしているところです。

資料の14ページにつきましては、河川保全利用委員会といたしますのが、河川敷を自治体に占用してもらい、公園として使っていただく際に、本当にその活動は川の中でないと駄目なのかという観点でチェックをする委員会として開催しているもので、当然このMIZBEステーションに関しましても、一定程度川の中の環境改変を伴うものになりますので、今後、青写真が固まった段階でこの委員会にお諮りします、ということで記載させていただいたものです。回答は以上でございます。

○矢守委員

よく分かりました。ありがとうございます。

一言だけあるとすると、まさにこのMIZBEステーションを拠点にして、今、項目別に、もちろん利用ということにも関わるし、環境、今、言及いただいたように関わりますし、治水・防災のための、特にソフト対策の拠点にもなりますし、こういう場で川・人とつながりが生まれていくということだと思いましたので、どういう利用の仕方、特にアクションをするのかということについて、今後さらに、自治体等々のコラボレーションからめて詳しくご説明いただいたんですけども、住民さんとか高専の方とか、あるいはレンジャーとのコラボレーションを期待したいという意味で申し上げました。以上です。ありがとうございます。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 事務所長 若公）

追加です。野洲市もかなり住民意見を重視しておりまして、明日も市民の方を呼んでワ

ークショップを、野洲市さんが主体的に開催される予定もございますので、引き続きそういった方々の意見を反映させながら計画を進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○矢守委員

ありがとうございました。

○中川委員長

矢守委員からは、高専の方の協力というか、例えば科学部が何かやるとか、高専の方との場というのが十分あるので、ぜひそのあたりが入れるような仕組みというんですかね、先ほどだと、市に任せてしまうとなかなかそういうことが抜けてしまったり、国のほうでちょっと提案されたりとか協力されるというのも一つのやり方だと思いますので、ぜひその辺、取り込んでご検討いただきたいなと思います。

○矢守委員

ありがとうございました。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 事務所長 若公）

我々も本当に担い手として、まさに重要な機会だというふうに思っていますので、積極的に取り組む方向で考えさせていただきます。ありがとうございます。

○中川委員長

上田さん、ちょっと待ってくださいね。ほかの委員、ぜひ言っていたきたいんですけども、ご意見を。あると思うんですけども。ありそうな、大野先生、あるというような顔をしてはりますので。

○大野委員

そんなにはないんですけども。鹿跳溪谷のことでちょっとお聞きしたいんですが、19ページですね。ここに書かれていますけれども、優れた景観というふうに書かれていまして、優れた景観というのは何を言うのか、なかなか難しいと思うんですけども。ここでの景観保全というのは、どこを目指して言うのかなというのは気になりまして、まだ検討中とは書いてあるんですけども、例えば地域資源として景観を保全するなら、ここは確かに弘法大師の関係で、弘法大師がかつて見たであろう激流をイメージしたような景観を保全するのか、どういう方向性を持っているのかなというのを、今の段階で見解をお聞きしたいなど。

○中川委員長

どうでしょうか。なかなか難しい質問ですけれども。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 事務所長 若公）

ちょっと私の理解が違うかもしれませんが、弘法大師が鹿に乗ってこの溪谷を飛び越えたから、鹿が跳ぶというネーミングの由来だというように、何かもの本で読んだことがございます。ここの間で、この19ページに立木観音という、山の上に、かなり観光客、参拝客の多いところがございますので、その駐車場が一つ大きな視点場になっており、そこからの景観の保全を重視したいというふうに思っております。

それから、上の真ん中の写真に、川の真ん中に米かし岩と書いてありまして、甌穴が、ありまして、そこでお米を研ぐということで米かし岩という名前だそうですが、滋賀県の天然記念物として指定をされていますので、しっかりと保全をするべきものと思っております。一方で、全部保全しますと、何もできないということもありますので、そのあたり、一連の区間の中でもメリハリをつけながら事業を実施していかなければならないと思っております。以上です。

○中川委員長

どういうふうに景観を守りつつ、目標とする流量を流すような河道にしていくのかというのは難しいと思うんですけれども、やはり少なくとも平水とか低水のときに、つるつるというのも、その川にしたら、これはもう元も子もない。だから、微妙に、今の地形に河岸の状況も保ちつつ、河道の断面を広げるかとかどうかということになってくると、一気にやっけてしまいますと、流れの抵抗に関するんですけれども、粗度というのがあるんですよ。これを決めて、こういう断面をつくるというのはなかなか難しく、洪水があるたびに粗度を調整できるような掘削をしていくというような、手間のかかる河道掘削、河岸掘削になると思うんですけれども、そういうことをしてでも景観を守っていくような整備をしていく必要があるなというのは思っています。景観の専門の先生、あるいは環境の専門の先生もいらっしゃいますので、その辺、委員からしっかりとご意見を聞いて反映していただきたいなというふうに思います。

堀野委員、何かございますか。

○中谷委員長

今のことで。

○中川委員長

ちょっと待ってください。何か、今のこと。

○中谷委員長

今の中川先生からの話にもありましたが、多分こういうところも自然地形で長年かかってこのようになってきたということで、そこを今、治水安全度を高めるために触ろうということなんですけれども、今の時代ですと、3Dのデータとかも簡単に取れるし、多分、ICT施工か何かでやると、まあそのまま忠実にスライドでやるというようなことはとてもできないと思うので、例えばここの右岸の片方はそうかとか、地元にいる身としては、早く断面拡大していただけるといいなと思うんですけれども、片やそういうところにも配慮した丁寧なやり方といいますか、今の技術を生かして工夫していただけるとありがたいなということは、ちょっと。二重なようなことを言って申し訳ないですけれども。

○中川委員長

ぜひよろしく。堀野委員。

○堀野委員

僕もまた簡単なところで。素朴なんですけれども、7ページ、8ページのところのMIZBEステーションのお話がありました。こういうことをされているんだなと思うんですけれども、本当によく分からないのは、7ページの今ちょうど出ているところの整備イメージ。どの辺が水防拠点というか防災ステーションのゆえんなんでしょうか、まず。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 事務所長 若公）

ご質問ありがとうございます。この絵がかなり平面的で見づらいのですが、今、水防センターとかサイクルパークとかスポーツパークと書いてある辺りが、堤防よりもちょっと高い敷地になっていまして、そこはもともとの野洲川、下流は放水路ですけど、旧野洲川が北に流れていた部分になっており、国としてもそのまま土地を引き続き持っているということです。そこに盛土・整正をして、いざというときはそこから土を持っていくことができる、だからサイクルパークと書いてありますが、サイクルパークではない方向で議論をしています。いざというときには土を持っていきますよというような利用の仕方になります。

水防センターは、水防団の方に待機をしていただいたりする施設ということで、駐車場と書いてあるところは土を持っていけないので、そういう拠点的な活用の仕方をするとか、同じ水防センターといっても、資材を置くべきところと、本当に人が活動するときの拠点のところと使い分けをしているところがございます。

○堀野委員

そういうことだろうと想像がつくのですけれども、それが分からない。多分、一般の人には全く、これを見て、どの辺が防災ステーションなんだと。明らかにちょっとそこが高いから、ここは安全だろうと。だから、洪水時でもここが浸かることはなくて、そこに人を集めて、あるいは資材を集めて防災に当たるということですよというようになれば、そうアピールされたほうがいい。

単純に気になったのは、この辺の近くに住むと安全なのかと。単純に言えば。高専はすごく安全なところに今度できるという解釈ですよ。それは合ってますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 事務所長 若公）

川のそばで絶対川が破堤しないとは限りませんが、高さとしては十分な高さを確保しています。

○堀野委員

本当に素朴に、例えば親水護岸であります高水敷を整備しますとか、こういうようなことは、ほかのところでも普通にやられているじゃないですか。これを防災ステーションのイメージとして持つてくることにちょっと違和感がある、奇異な感じがしたということです。

それから、もう一つは、これはもっとつまらないことですが、M I Z B Eステーションの持つていき方は僕は結構気に入っているんですけども、これは野洲のところだけM I Z B Eステーションと言うんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 事務所長 若公）

もともと河川防災ステーションという位置づけだったのが、人が近寄りやすいということで、より平時には人が賑わうような場としてということで、この国全体としてM I Z B Eステーションという制度に変えて、もう少しやわらかくしたということでございます。全国的には恐らくM I Z B Eステーションが、今、10箇所前後今後整備することとなっていかと思いますが、近畿の中では先ほど申し上げた、名張川防災ステーションがM I Z B Eステーションに変更されたということですので、近畿としては今2番目という形になっています。

○堀野委員

ネーミングというのは広報という意味においては結構重要なことだと思うんです。一般の人に。だから、例としてはあんまりよくないかもしれませんが、僕の専門だと例えば土地改良区、滋賀県にも何か所もありますし、全国にありますね。土地改良区って、

今、若い人は何のことかさっぱり分からないけど、同じ組織体ですけれども、ニックネームとして水土里ネットという愛称にして全国展開をして何年かたちます。そういうことで認知を高めるということはいいと思うので、これもそれでいくんなら、防災ステーションは全部M I Z B Eステーションにするとかね、ここの近畿地方整備局だけの話ではないと思いますけれども、そういったふうになったほうがいいのではないのかなと。こういう意見を持っています。以上です。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 事務所長 若公）

いえいえ、ご意見ありがとうございます。そのM I Z B Eステーションに関しては、今、このような名前と呼んでいます。将来的には公募をして、もう少し人が寄ってきていただけるようなキャッチーなネーミングを考えたいという議論もしています。ご意見ありがとうございます。

○中川委員長

小川委員、どうですか、何か。なければならぬ結構ですが。

○小川委員

小川です。私も最初、ブルドーザーの踏み倒しの議論のあたりの同じことを思っていたんですが。ブルドーザーで踏み倒された場所が必要な河川生物というのはまあまあありますので、やはりその河川の中をどう整備していくかという目標がやっぱり大事なのかなとは思っています。

それで、例えば先ほど竹門委員が11ページでヨシ帯再生の右岸と左岸で違うという話をされましたが、これはここにデータが出ているので、非常に分かりやすいというか、納得がしやすかったんですけれども、その前のページの10ページの瀬・淵再生事業の、この目標種が書いてあって、カワラハハコなどがそういうことが書いてあるんですけれども。この目標が瀬・淵再生ということは、河道が固定化されて、瀬・淵がなくなっているという課題があって、その改善のためにやっておられるんでしょうけれども、ここにどんな生物がもともといて、この瀬・淵再生をしたことによってどう変わってきたのかですね。アユとかビワマスの産卵が写真で出ていてすごくいいんですけれども、もともとビワマスはここで産卵してなくて、これをしたことで産卵が始まったのかとか、何かその効果が分かるような、あるいはこの場所の目標とか課題とかが分かるような何か表現があるととても分かりやすいのかなというふうに思いました。

○中川委員長

もうおっしゃるとおりですね。モニタリングの結果、今おっしゃったようなこと、何か事務局で回答できることがありますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 事務所長 若公）

では、担当のほうから説明します。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 坂本）

ビワマスに関して回答ですけれども、落差工ができた後にビワマスが上がっていったというデータがありまして、その後、令和3年ぐらいには18か所ぐらいの産卵箇所が見つかったんですけれども、令和5年、去年は60か所ぐらいの産卵箇所が見つかりますので、実際、琵琶湖の関係とか天候とか気温とかいろいろ条件はあるんでしょうけれども、徐々には増えてきているというデータは得ております。

○中川委員長

恐らくこういったモニタリングの結果も書けたはずなんだけどね。

○小川委員

今のお話だと、指標としては、落差工を乗り越えることができる、移動ができる川になったという指標にはなるんでしょうけれども、瀬・淵ができたことによって、ビワマスの産卵床として適当なものができたからそこで産卵したのだとか、生物指標として何を見ていくかみたいなのが分かりやすいといいと思います。20ページの鹿跳溪谷の目標値みたいところは、これがうまく表現されているのかなど。何を見る指標にしているということが書かれているので、野洲川のほうもこんな表現を使われたらどうかなと思いました。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 事務所長 若公）

資料のほうが不足しておりましたので、次にお渡しする際に、もう少し充実した資料をつくるようにしたいと思います。ありがとうございました。

○中川委員長

今、小川委員がおっしゃったようなことは、この委員会で何回も言うてきていることなんですよね。ねえ、言ってますよね。竹門委員を中心として言っておられますので、ぜひ学んでいただきたいと思います。失礼な言い方で申し訳ございません。

多田委員、いかがでしょうか。ございますか、よろしいですか。ありがとうございます。ウェブでも参加されています。須川委員、何かございますでしょうか。須川委員、聞こえますか。聞こえない。ウェブ参加になっておるんですけれども、いかがでしょうか。ちょっと席を外しておられるのかな。マイクが入っていない。須川委員、ミュート解除を

お願いします。

竹門委員、何かこの間に。

○竹門委員

大戸川のことを。簡単な話です。31ページ、大戸川ダム建設事業の概要の中に、環境に関しては、環境影響をできるだけ回避するための環境調査を含め、必要な調査を行った上で本体工事を実施するって、これって前時代的な環境配慮でして、せっかく昨年からネイチャーポジティブができていますから、ここの表現に関しては、大戸川流域の環境改善に貢献する対策を行っているという形で、そのためには現在、大戸川ないしは宇治川でどういう環境の課題があって、この事業を通じて、その課題に対してどう対応ができるのかという議論をぜひしていただきたいなと思っています。そうすることで、この事業をやって、流域の環境がより良くなるということにつながっていきますので、よろしく願いいたします。

○中川委員長

事務局、よろしいでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 事務所長 宮川）

竹門先生のご意見はそのとおりだと思いますので、法アセスの枠組みだけではなくて、広くとらえた環境も検討を将来していくことを考えていきたいと思っておりますし、現在、環境調査を続けておりますけれども、ネイチャーポジティブでありますとか、環境省の施策もこの周辺で取り組まれたりもしており、そういった環境施策に整合させていくこともあると思っておりますし、上下流の土砂環境としてのつながりもございますので、大戸川ダムだけの話ではございませんが、下流の事業と連携した取組も今後考えていかなければいけないと思っております。ご意見を踏まえまして、将来取り組んでいきたいと考えてございます。

○中川委員長

よろしく願いいたします。この淀川水系の河川整備計画（変更）というのは、この流域委員会が決めたわけで、我々も責任があるんですけども、ただネイチャーポジティブの考え方というのは、皆さん持っていてなかなか言いがたいというか、言いにくいような雰囲気でもあったんですが、それを積極的に国交省のほうも何かしておられますよね。例えば、ぜひ、宮川さんがおっしゃったような形で取り組んでいただければと思います。よろしく願いいたします。

須川委員、声、聞こえますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川計画課 本岡）

須川委員、ちょっと機械的にあれかもしれないですけども、質問はなしだということ
で聞いていますので。

○中川委員長

いいですか。

○須川委員

別に、質問させていただいてよろしいのなら。

○中川委員長

どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川計画課 本岡）

失礼いたしました。

○須川委員

せっかくオンラインにつなげていただいているので、全体の議論が、聞き取りにくいと
ころもあるのですが、一つ、二つ、コメントさせてください。お願いいたします。

○中川委員長

手短にお願いします。

○須川委員

大戸川ダムサイト付近については、この前現地視察もさせていただいて、流水ダムとい
うこと、それから急流にできる溪流景観が結構残っているのも、どういうふう
に保全を進めていけるのか、調査をきちっとされて対応されるということなので、
そのあたりは、期待しています、そのあたりを気にしています。

私は以前からその大戸川ダムの鳥類調査にも関わっておりましたので、溪流景観を示す
ような、以前ならばヤマセミ、最近でも多分カワガラスなどが結構たくさんいるの
じゃないかと。それが流水ダムによってどの程度保全されるのかということ
を気にしています。

○中川委員長

ありがとうございます。気にされているということですけども、何か事務局、ご
ざいますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 事務所長 宮川）

須川先生、ありがとうございました。大戸川ダムが流水型ダムに変わったということ
で、水が普段貯まらないダムになったことから、貯水池となる部分についても、工
事で一部改

変えられる部分がございますが、その工事についても、大きい環境改変がない形で進めてまいりたいと思っておりますし、完成後は今ある環境で水が頻繁につかるところは出てくるかと思っておりますけれども、大きく生態系を壊すようなことはないのではないかとということで、環境保全委員会でも議論いただいていたたり、ダムによる影響に対する保全の在り方についてもご議論をいただいておりますので、引き続き環境の保全という意味で取り組んでまいります。

○須川委員

また詳しく聞かせていただけるとありがたいです。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 事務所長 宮川）

了解いたしました。

○須川委員

ありがとうございました。

○中川委員長

基本はネイチャーポジティブということですね。はい。

○大久保委員

今のところは私も質問しようと思っていて、大変クリティカルな部分だと思います。というのは整備計画変更は社会的にも大きな注目を集め、アセスに関しては、これから自主的に法に準じた手続を実施するということであつたと思います。

その観点で見ますと、ここのプロセスですね、33ページで見ますと、この令和6年3月の調査計画書というのが、予測及び評価の手法ですから、これが法アセスで言うと方法書に該当するというふうに理解しましたけれども、そうするとこれが公告、正式な形の公告かどうか分かりませんが、公表をして、そして誰でもが意見を言える仕組みを取って、それに対する見解を示した上で、今、右下に環境調査実施中と入っておりますけれども、調査に入っていく段階ということなのか、その確認。それから、この後には、結局、法律で言うと準備書相当のものが出てくると思うのですが、それに対しても意見を聞く仕組みをきちんと取るのかということを確認したいと思います。

というのは、少し気になるのは、ここに住民意見聴取を実施と書いてあつて、もちろん住民の意見をプラスアルファで丁寧に聞いていただくのはいいのですが、それ以外の方々が意見を言える機会がなかったとすると、これはちょっと問題ということもあると思いますので、そこを含めて、確認的にご説明をいただきたいと思います。

○中川委員長

どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 事務所長 宮川）

会議の資料としての整え方でこのような書き方にはなっていますが、令和4年度、5年度の取組について点検いただく資料になってございます。今年度に入りましても、いわゆる方法書、評価書に当たる部分につきましても、法に準じた手続を進めておりまして、現在実施しているところでございます。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川管理官 谷口）

ちょっと補足というか、アセス法に準じたということではなくて、小さく書いて令和4年度よりというのが書いていると思うんですけども、括弧書きで、法には基づかない自主的な環境影響評価ということで、平成4年に第1回の環境の調査をやっています。それは、規模的に当時の法アセスには準じない形というか、当時はなかったということだけでも、滋賀県さんの環境の参考にという形で、法令には準じない形で、そこまで規模がなかったダムです。ただ、環境上大事だということで進めた。最初、ダムが中断というか、つけ替え県道をして、本体については実施時期を検討という平成17年頃の判断がありまして、その際に限って、その時点でまとめよう。そのときは多目的ダムということで、水を貯めるダムということでずっと考えていたという背景がありまして、それで環境調査を実施して、ある一定取りまとめたという経緯があります。

ただし、その後、利水の撤退がありましたので、流水型ダムで治水専用ダムになったという中で、ただ環境調査も再開したのが令和3年8月に本格的に環境調査をしたということで、ダムの形式も変わりましたのと、ダムサイトの上流に900m上がっていますので、古い調査でそのままいくのはどうなのかという考えがありまして、じゃあ再調査をしようという形で、これまでに17年にまとめられたのをリバイス、現時点でどうなのかという観点と、流水型ダムなので普段水が貯まらない中で、大雨になったら水が貯まると、下流にどういう影響があるかを含めて、水が貯まったときにどういう影響があるのかということも新たな、計画が変わったという観点で、今回、令和4年10月から委員会を開いて、各委員の先生にもご意見を伺いながら、どういう調査方法にするのかという形で、現地調査に着手したというのが令和4年12月ということで、今回、令和6年の3月に計画書をつくって、住民意見を聴取して、今後も、また今、ダムを含めた状況の住民意見を聞いていきたいという流れで考えております。

資料をはしょったというか、背景が余りにも書いてなくて申し訳ないんですけども、今、ちょっとしゃべっていただいたのはそういうことで、今、事業は進めているというところでは。

○大久保委員

その経緯は、ここでさんざん議論しましたので重々承知してはいますが、法令に基づくアセスはやらない代わりにどのような環境調査をするのかといったことは、そのときにも大きな課題になったことであつたと思っています。先ほどのネイチャーポジティブも重要ですが、その前提としては、それをやるためにはやはりきちんとした調査をして、意見を聴取していただくというプロセスそのものが大変重要になってくると思います。計画書は今年度だから書いてないということだと思いますけれども、出てきたご意見をどういうふうに検討・反映したかということに関しては、今後の準備書に当たるものになるのか、準備書、評価書一体として出てくるのか知りませんが、そういうものに対してもきちんと環境保全に関しての見地からのご意見を反映させて、住民以外の意見もきちんと検討・反映されるということが確保されていますよという透明なプロセスを確保すること自体がこの事業の正当性を確保するためにとっても重要なことだと思いますので、ぜひご配慮いただきたい。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川管理官 谷口）

すいません。そこはその流れで、今、進めております。ありがとうございます。

○中川委員長

令和5年度の進捗点検・評価ということでこの段階で終わっていますけれども、この流れというのは非常に重要ですよ。今、先生がおっしゃったように。ですから、そういうような流れで、法に基づいた対応をされるということですので。そういうことだと理解いたしました。

手短かにお願いします。

○上田委員

大戸川ダムの話なんですけど、34ページに地域振興策検討の参考にするためということで、大戸川ダムフェスティバルをされているんですよ。来ている人は滋賀県の市民と地元の人でしょうかね。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 事務所長 宮川）

左上の棒グラフにありますけど、64人、アンケートをした約4割が滋賀県外から来ていた

できました。

○上田委員

これは非常に大事かなと思うんですね。今までダムを造るということになってきたら、地域に迷惑をかけるから、人も来ないような施設を造ったり、ダムの見学会とかをしてやったりとかいうようなことはやっていて、やりましたよということは役所からは言うわけですけども。もっと大きな話の中で、先ほどの穴空きダムになった経緯もありました。それが流域全体に関わる話やったと思うんですね。そういう意味からいって、ここの効果とかいうだけじゃなしに、もっと大きな流域全体の人たちの意見を振興策で反映するだけじゃなしに、このダムは流域の大阪や京都の市民の人たちにどんな影響があるのかと、どんな得策があるのかというようなことを併せてぜひやっていくのが必要なかなと。

流域治水と一方で言ってながら、そういう効果についても、ぜひ流域治水的な視点であちらこちらに宣伝ではないですけども、理解を深めながら参加もしていただくといいことを進めてほしいなと。人と川とのつながりの強化という意味でお願いします。

○中川委員長

宮川所長、よろしいでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 事務所長 宮川）

我々としても重要だと思っている点を、今、ご指摘いただいたとございまして、大戸川ダムという名前程度しか知らない、そもそも知らないというのが右の円グラフのアンケート調査結果でございまして、大戸川ダムの効果をもう少し対外的に発信をしていかなければいけないということを思うと同時に、上下流の交流も活発にさせていきたいということで、大戸川ダムに自然と足を運んでいただける仕組みをつくっていきたいと考えております。

○上田委員

お願いします。

○中川委員長

このダムについては、移転をされた住民の方もいらっしゃるということですので、その結果、下流に対して非常に大きな治水安全度をもたらすというふうなことですし、下流の人はこのありがたみを知っているのかということをよく言われるんですけども、ぜひ今、上田委員がおっしゃっているのも、流域全体でこういう事業の効果なり内容なりを理解してもらおうということが大事かなというふうに確かに思いますね。

いかがでしょうか。そろそろ時間も大分超過しているんですけども、まとめさせていただいてよろしいですか。まだございますか。松本委員。

○松本委員

27ページに改善提案という形で示されている、ドローンを活用した撮影についてですが、これは今後色々な所に影響してくると思います。規制緩和を要望されていると思いますが、ぜひ私としてもこれを実現していただきたいです。

20ページ、瀬田川のところで、少し資料を増やしていただいて、注目種が増えているかだと思います。先ほど小川委員も触れられていたのですが、注目種が複数、出されています。こういう形でもちょっと前進というか、複数出していただいて、現状はどういう生物種が注目されているのか、今後それがどうなっていったのかという形で示していただけるとありがたいです。別紙という形でも結構です。

以上です。

○中川委員長

コメントを。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 事務所長 若公）

ありがとうございます。先ほどのドローンの資料は、私が内部向けに作ったものをそのまま活用しており、改善提案とか、委員会の資料には相応しくない記載が残ってしまっています。すぐに実施できるという状況ではありませんが、実現できるよう検討していきたいと思っています。

20ページの指標につきましては、事前にご相談したときにご指摘をいただいて、多く掲載させていただきましたが、引き続きこういう形で生物について確認していきたいと思えます。ありがとうございます。

○中川委員長

ドローンだけじゃなくて、今、衛星からGPSを利用したいろんな、農業とかいろんなところでもやり始めています。ですから、そういったDXをさらに進めていただければと思います。松本委員、どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。大分超過していますけれども、次の議題に移らせていただきます。

委員からいただいたご意見を事務局でご検討いただいて、基本的には事務局と協議を進めさせていただくということよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

・今後の淀川水系流域委員会について（案）

○中川委員長

では、2つ目の議題でございますけれども、今後の淀川水系流域委員会について、これは小杉課長ですね。どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川計画課 課長 小杉）

今後の淀川水系流域委員会について（案）ということでご説明させていただきます。資料3のほうをご覧ください。ご紹介がありました、河川計画課長をやっております小杉と申します。よろしく申し上げます。

まず、これまでの淀川水系流域委員会の変遷ということで書かせていただいております。平成23年の6月、新たな流域委員会の立ち上げということで、新たな流域委員会の骨格というものを、パブコメを実施した上で公表しております。

その後、平成23年の7月に、まず委員候補推薦委員会というものを設立しまして、地域委員公募した後、この推薦委員会で委員候補者推薦リストを作成し、平成24年の7月、地域委員会12名、専門家委員会10名で淀川水系流域委員会が設立されました。

その後ですけれども、令和4年の12月に淀川水系流域委員会の規約が改正されまして、委員の再任の限度を位置づけております。

現在、令和6年11月ですが、地域委員会は8名、専門家委員会6名の皆様に淀川水系流域委員会を運営いただいているというところになりまして、任期は令和5年3月1日から令和7年2月28日までとなっているというのが、これまでの変遷となっております。

今後の淀川水系流域委員会をどうしていくかというところで、事務局から大きく2つの案を載せさせていただいております。まず1つ目ですけれども、委員会組織は引き続き継続ということで、これは何かといいますと、地域委員会と専門家委員会は当面の間、どちらも設置いたします。両方設置しましょうということになっております。

委員構成は、治水・防災、利水・利用、環境、危機管理、人文・経済・社会の5分野ということになっております。

このどっちも設置するということなんですけれども、これはどういうことかといいますと、特に専門的、技術的な議論が必要となってくる河川整備計画の変更の原案の審議の際には、地域に詳しい委員の方と、各分野の専門家である委員の方が構成する委員会だと十分な議論ができないという、意見聴取の方法上の課題がこれまでもあったということを踏

まえて、こういった対応を取らせていただきたいというふうに考えております。

2つ目ですけれども、委員選定方法の見直しということになっております。今、変遷のところで、もともとは委員候補推薦委員会でリストを作成していましたというようなお話をさせていただきましたが、今後につきましては、連絡調整会議、これは両委員長、副委員長も交えた会議になるんですけれども、こちらで委員候補者リストを作成して、国において委員を選定していきたいというふうに考えております。

任期はこれまでと同様に2年以内で、再任限度は6年という形で進めさせていただければと思っております。

事務局からの説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○中川委員長

ありがとうございました。

ただいま説明していただきました、流域委員会の今後の進め方といいたいまいしょうか、案について、何かご意見ございますでしょうか。

特に変わったことはないですね。大久保委員、どうぞ。

○大久保委員

ご説明ありがとうございます。淀川の流域委員会というのは、日本の河川管理の歴史の中でも極めて特徴的なものであって、特に第1期、市民参加型で立ち上げて、整備計画に反映させていったというプロセスを、その精神を受け継いで、この平成23年6月に新しい流域委員会を立ち上げるに当たっての骨格をパブコメに付して、参加型のプロセスをとっても重視してきた委員会です。この役割が今は進捗点検のモニタリングということになっていますが、そのプロセス部分をととても大事にしてやってきた委員会だと思っております。

その意味、質問ですけれども、この選定方法の見直しに関して、パブコメをされるご予定がありますか。

○中川委員長

ありがとうございました。

事務局、いかがでしょうか。パブコメの予定。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川計画課 本岡）

平成24年から長らく皆さんに委員会をやっていただいて、着実に成果を挙げているということもあり、委員選定方法の見直しについても、委員候補推薦委員会を、連絡調整会議という学識の先生、いわゆる河川管理者だけではない人ともしっかりと議論をさせていただ

いて決めるということであったので、パブコメまでは実施せずにそういう対応を取ろうかなということ考えております。

○大久保委員

ただ、公募がなくなるということもあるかと思います。これまで、いろんな方々に関わっていただきたいことを思うと、関わる仕組みは大事にしたほうがいいというのが個人的な意見です。

○中川委員長

ありがとうございます。委員の引継ぎというか、そういうときにも、ぜひこの人にはやってほしいなというような、大久保先生の後任の方とか、また私の後任の方にも声をかけるというのも、一種のパブコメという部分もあるのではと思います。それを国が認めるかどうかというのはまた別問題ですけれどもね。できるだけ委員の選考に当たっては、公募まではいかないけれども、できるだけ前任委員の推薦も聞いていただきたいなというふうに思いますけれどもね、国のほうにもね。それぐらいしかできませんかね。

竹門副委員長、何かありますか。

○竹門委員

選定の仕方については、継続性ということを考えますと、前委員会でどういう審議をされてきたのかということをちゃんと踏まえた人というのは必ずほしいですね。そういう意味では、次の候補に関して、この人がいいんじゃないかという意見を述べられる機会というのは欲しいということですよ。もしそれで委員が通ったら、ちゃんとレクチャーを、継続性というのが担保できるというような、そういう仕組みにあるべきだと、そう思いました。

それから、この議題は委員の決め方だけでなく、今後の流域委員会についてと書いてございますので、メンバーだけでなく、審議の進め方についても意見を述べさせていただきますと思います。

1つは、河川整備計画ができてから、向こう30年の計画ということで目指したわけですよ。既にもう半分近くじゃなく、半分過ぎたわけです。ということは、進捗点検の目的というのが何かといったら、立てた計画をちゃんと粛々とできているかどうかというのをチェックするだけでなく、その決めた計画に何か見直しをすべき点とかがあったら、それについても意見を言って、それで次の河川整備計画においてそれを反映させるというフィードバック機能を本来、進捗点検の中には含めているはずなんです。

その意味では、半分終わったところで、向こう15年間の河川整備計画に対して、ここまで進みましたというので終わるのではなくて、それに対してどうだったのかという、そういう評価をすることも進捗点検の役割であるというふうに思います。そういう意味では、この少なくとも進捗点検の結果と書いてあるこの表に関して、やったことについての評価だけでなく、この点検の仕方でいいのか、それからさらに、掲げた点検項目に関して、行った事業への評価の仕方についてこれでいいのか。それから逆に、評価した結果が元の目的に対してちゃんとかなっているのかどうか。そういった根本的な見方で点検をするということも必要じゃないんですかね。

それは目的としては、向こう今度15年間なり、最後の10年間、20年目において、例えば環境の評価の仕方とか、環境目標、必ずしもできていないですね。環境目標を野洲川の話にしても、どんな川を目指すのかということをしつかりと立てましょうと。一応、理念的には出ているわけですよ。川のダイナミズムを生かして、川が川をつくる環境をつくりましょうという、その理念に関しては世界に誇るべき理念ができていますので、それを実現することができているのかどうかということをチェックする、そういう場にもなってほしいというのが私の願いでございます。

○中川委員長

一周したところぐらいで、ワンサイクルしたところぐらいでレビューというものもあってもいいのかなと思いますけれども、何か。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 谷口）

今までご意見の中で、今までの流域委員会の精神を受け継いだという大久保委員の言葉が、委員会の進め方もそうだし、先生になっていただく方の選定といたらおこがましいですけれども、精神を受け継いでいるというところを一番大事にしながら進められればなというふうに思いましたというところでございます。

○中川委員長

先ほど変なまとめ方をしましたけれども、議題1については、委員の先生方からたくさんコメントをいただきましたよね。それを踏まえて整備計画に位置づけられた事業の進捗をしっかりとやっていただくということをぜひともよろしくお願いいたします。

2番目の議題ですけれども、このような進め方でよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。委員からいただいた意見を参考にぜひしていただければというふうに思います。すいません、大分、20分以上超過してしまいました。これで本日

の議事は終了させていただきます。委員会の皆様、ご協力ありがとうございました。それでは、事務局にお返しいたします。ありがとうございました。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川計画課 本岡）

ありがとうございます。それでは、お時間も押していますが、閉会に当たって河川調査官のほうからご挨拶をさせていただければと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 谷口）

河川調査官の谷口です。本日は長時間のご議論ありがとうございました。ご指摘ご意見を踏まえて、関係する法整備、河川整備との連携、関連性が大事ですよというお話だとか、川の特徴だとか成り立ちを踏まえて、川の整備、維持管理について、自然環境の目標を設定することが大事ですよというところだとか、あと野洲川のM I Z B Eステーションに対する関係者とのコラボだとかネーミングも大事だということとか、あとはネイチャーポジティブの観点というのは重要ですよというところ。最後に、今までの議論を忘れずにちゃんとやってねというふうには受けました。これまでの意見を踏まえて、いろいろより良い淀川の川づくりということに生かしていければと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川計画課 本岡）

ありがとうございます。それでは、最後になりますけれども、本日の議事録は事務局のほうで取りまとめまして、各委員にご確認いただいた後にホームページのほうで公開させていただきたいと思います。いろいろご指摘いただきましたので、また個別相談させていただくこともあろうかと思っておりますけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、これで淀川水系流域委員会のほうを終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

[午後5時30分 閉会]